

第10回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年1月29日 13:30~14:00
2. 場 所 釧路市役所防災庁舎 5階会議室A・B
3. 出席委員 1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員
4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員
7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員
10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員 13番 細川 裕委員
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員
18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員
(以上 18名)
4. 欠席委員 12番 佐藤 泰正委員 21番 成田 俊英委員
(以上 2名)
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美
(以上 5名)
- 会議録署名委員の指名 2番 河崎 忠委員
3番 田井 博行委員
- 会期決定について 平成28年1月29日(1日)
6. 議事日程 会務概要報告
報告第24号 現況証明願について(市街化区域)
報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(市街化区域)
報告第26号 農業経営証明願について
議案第45号 河川敷地利用権に係る許可申請について

議長

野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただきまして、有り難うございました。
ただいまより、第10回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に2番、河崎忠委員、3番、田井博行委員を指名しますので、よろしく
お願い致します。
なお、会期は本日1月29日の1日と致します。

議長

野村会長

それでは、事務局より会務概要報告と報告3件について、お願いします。

事務局

坂井事務局長

それでは会務を報告いたします。(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長

野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありますが、報告のあった分について、何か聞
きたいことはありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

それでは次の報告第24号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局

阿部次長

それでは、議案書の3ページでございます、報告第24号「現況証明願」について
報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしよう
とする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記で
きないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所
定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

最初に議案書4ページ表1番は、資料が5ページから7ページにございますが、公
簿地目が畑になっております、市街化区域内の[]、他5筆、合
計 []㎡で、[]所有地について、同氏の代理人の []より
現況証明願があり、12月25日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採
草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、12月28日、会長専決により
証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の現況証明願について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第24号「現況証明願」について質問

等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第25号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
阿部次長

それでは議案書の8ページ、報告第25号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について報告致します。

農地法第5条第1項第6号の規定は、市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、農地及び採草放牧地以外のものにするため、これらの権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることとなっております。

今回の届出は釧路地区の1件です。

議案書の9ページ表の1番は、資料は10ページと11ページでございます、公簿地目が原野である■■■■の1筆、面積が■■■■㎡の■■■■と■■■■が共有する農地について、マンション建築用地として分譲するため、■■■■に売買による所有権移転を行う旨、平成28年1月7日に届け出があったものです。

同日1月7日、事務局職員2名により現地確認も実施し、適正であると判断しましたので、同日受理書を発行致しました。

以上、報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第25号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第26号「農業経営証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局
阿部次長

それでは議案書12ページ目でございます、報告第26号「農業経営証明願」について報告致します。

今回、農業経営証明願は、阿寒地区で1件、音別地区で1件の申請がありました。

議案書13ページの別表の1番は、■■■■の■■■■から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成27年12月4日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書13ページの別表の2番は、[]の[]から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成27年12月25日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の農業経営証明願について、報告いたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第26号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第45号「河川敷地利用権に係る許可申請」について事務局より提案して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、議案書14ページ目でございます、議案第45号「河川敷地利用権に係る許可申請」について提案致します。

本案件は河川法第34条の規定による権利譲渡の許可申請です。

河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります、北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がありました。

議案書の15ページの表の1番は、資料が議案書の16ページから20ページでございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地で、[]が畑及び採草放牧地として占有許可を受けている、[]、他1件、合計[]㎡について、経営譲渡に伴い、後継者であるご子息の[]に権利を譲渡するものであります。

以上の1件について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは議案第45号「河川敷地利用権に係る許可申請」について審議致します、1番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第45号「河川敷地利用権に係る許可申請」について原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第45号「河川敷地利用権に係る許可申請」については原案のとおり決定致します。

この後、事務局から連絡事項等があるようですが、その他、何かありませんか。なければ、本日の総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成28年1月29日

議長 野村 照明

署名委員 坂崎 忠

署名委員 田中 博行